

電気料金定義書【グリーンプラン】

実施:2025 2月 1日

電気料金定義書【グリーンプラン】(以下「グリーンプランの定義書」といいます。)は、当社の電気需給約款(以下「電気需給約款」といいます。)にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、グリーンプランの定義書に定める基本料金、電力量料金、割引額および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

グリーンプランの定義書は、2025年 2月 1日より実施します。

2. 定義

電気需給約款に定義される用語は、グリーンプランの定義書においても同様の意味で使用します。

3. 単位および端数処理

グリーンプランの定義書において電気料金その他を計算する場合の契約電力の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

4. 適用条件

グリーンプランの定義書にもとづく電気料金プラン(以下「グリーンプラン」といいます。)は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (1) 契約電流(従量電灯 B)が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。または契約容量(従量電灯 C)が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として500キロボルトアンペア未満であること。
- (2) 1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電量との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において動力をご使用のお客さま向けプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (3) グリーンプランの定義書で定義される電気を動力に使用しないこと。

5. グリーンプランの特徴

- (1) グリーンプランは、当社がお客さまに供給する電気について、非化石証書を利用し、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)を0とする電気料金メニューです。
- (2) 当社がお客さまに供給する電気に用いる非化石証書は、発電所や電源の種類を特定するものではありません。なお、当社よりお客さまに対し、供給した電気の二酸化炭素排出係数が0となったことの公的証明書等は発行できません。
- (3) お客さまの電力使用が当社の想定を上回る場合や、非化石証書の調達状況が悪化した場合、および天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の攻めに帰すべからざる事由が発生した場合で当社がやむを得ないと判断した際は、非化石証書の使用状況が100%とならないこと、二酸化炭素排出係数が実質的に0とならないことがあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。

6. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

7. 契約電流・契約容量

- (1) 契約電流(従量電灯 B)は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。
- (2) 契約容量(従量電灯 C)は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2の規定により計算された値、または、契約負荷設備の総容量にもとづき、別表3の規定により計算された値を参考に1年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。なお、契約主開閉器の定格電流にもとづき、契約容量を決定する場合は、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。送配電事業者は契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

8. 適用開始日

- (1) グリーンプランの適用開始日は、電気需給約款6に規定する電気需給約款の申し込みの場合には、電気需給約款9(1)に規定する需給開始日とします。
- (2) 電気需給約款28に規定する電気料金プランの変更の場合には、原則として、当社が変更を承諾した後に到来する電気の計量日とします。

9. 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表1(3)の規定によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引額を差し引き、1円未満の端数を切り捨てたものとします。

(1)基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

| | |
|--------------------------|-----------|
| 契約電流40アンペア(従量電灯B) | 1,200.00円 |
| 契約電流50アンペア(従量電灯B) | 1,500.00円 |
| 契約電流60アンペア(従量電灯B) | 1,800.00円 |
| 契約容量1キロボルトアンペアにつき(従量電灯C) | 300.00円 |

(2)割引額

①電気を使用する需要場所においてグリーンプランをご契約で、当社のガスのご契約をしている場合、月の電気料金を下記の金額割引致します。なお下記割引はグリーンプランのみ適用の割引です。動力プランへの適用はございません。

| | |
|----------|---------|
| 電気ガスセット割 | 330.00円 |
|----------|---------|

②電気需給約款18の規定により電気料金を日割計算する場合、割引額は、次の算式により日割計算をしたものに読み替えます。

①に定める1か月の割引額 × (日割計算対象日数 ÷ 30)

③原則、割引料金は電気の需給開始日より適用させていただきます。①の規定にかかわらず、電気の計量日において、新たにガスの使用を開始していない場合は、当該計量日を含む使用期間の割引額は0円とします。

(3)電力量料金

1か月の電力量料金は、電気需給約款15に規定する当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表1(1)①の規定によって計算された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表1(1)④の規定によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1(1)①の規定によって計算された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表1(1)④の規定によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

| | | |
|-------|-------------------------|------------|
| 電力量区分 | 最初の400キロワット時まで定額 | 14,500.00円 |
| | 400キロワット時をこえる1キロワット時につき | 37.30円 |

10. 契約電流または電気料金プランの変更

- (1)当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、原則として、変更を承諾した後に到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2)お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- (3)当社は、お客さまがこの定義書にもとづく契約の適用開始日の直後の計量日から1年目の日が属する月の計量日の経過前に、他の電気料金プランへの変更を申し込まれた場合、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (4)契約電流または電気料金プランの変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(2)および(3)の規定に準じます。

11. グリーンプランの定義書の変更および廃止

- (1)当社は、グリーンプランの定義書を変更する場合には、電気需給約款4の規定に準じます。
- (2)当社はグリーンプランの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3)グリーンプランの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は電気需給約款4(2)および(3)の規定に準じます。

別 表

1. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価格の値にもとづき、次の計算によって計算された値とします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

- A = 各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
- B = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格
- C = 各平均燃料価格計算期間における1トン当たりの平均石炭価格
- $\alpha = 0.0048$
- $\beta = 0.3827$
- $\gamma = 0.6584$

また、各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、燃料調整単価の単位は、1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

イ. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000)$$

ロ. 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times ((2)\text{の基準単価} \div 1,000)$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

| 平均燃料価格計算期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|---------------------------------|
| 毎年1月1日から、3月31日までの期間 | その年の5月の計量日から、6月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年2月1日から、4月30日までの期間 | その年の6月の計量日から、7月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年3月1日から、5月31日までの期間 | その年の7月の計量日から、8月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年4月1日から、6月30日までの期間 | その年の8月の計量日から、9月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年5月1日から、7月31日までの期間 | その年の9月の計量日から、10月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年6月1日から、8月31日までの期間 | その年の10月の計量日から、11月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年7月1日から、9月30日までの期間 | その年の11月の計量日から、12月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年8月1日から、10月31日までの期間 | その年の12月の計量日から、翌年の1月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から、11月30日までの期間 | 翌年の1月の計量日から、2月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年10月1日から、12月31日までの期間 | 翌年の2月の計量日から、3月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年11月1日から、翌年の1月31日までの期間 | 翌年の3月の計量日から、4月の計量日の前日までの期間 |
| 毎年12月1日から、翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は翌年の2月29日までの期間) | 翌年の4月の計量日から、5月の計量日の前日までの期間 |

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、次のとおりとします。

| | |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 0.183円 |
|------------|--------|

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)①に規定する各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)②の規定によって計算された燃料費調整単価を当社ホームページに掲載します。

2. 契約主開閉器による契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \div 1,000$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします

- (2) 送配電事業者が技術上やむをえず、供給電気方式および供給電圧を交流3相3線式標準電圧200ボルトとする場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \div 1,000$$

3. 契約負荷設備の総容量による契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが負荷設備の総容量により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。

- (1) 契約負荷設備の容量が出力で表示されている場合などは、各契約負荷設備ごとに入力換算容量に換算します。
(2) 契約容量は、(1)で算出した各入力換算容量の総容量に次の係数を乗じて得た値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合など、特別の事情がある場合は、別途、お客さまと協議の上、総容量を定めます。

| | |
|----------------------|---------|
| 最初の6キロボルトアンペアにつき | 95パーセント |
| 次の14キロボルトアンペアにつき | 85パーセント |
| 次の30キロボルトアンペアにつき | 75パーセント |
| 50キロボルトアンペアを超える部分につき | 65パーセント |